

法人が連帯保証人となる場合の要件等確認票

(介護福祉士・社会福祉士修学資金)

要件

(1) 次のいずれかの法人であること

- ①申込者が介護福祉士養成施設に在学している場合に、その在学する養成施設を運営する法人(通信課程を除く)
- ②申込者の就労先(内定先含む)が、介護業務に従事したことによる返還免除の対象となる場合に、その施設等を運営する法人

(2) 保証能力を有する法人であること

- ・当期純利益が2期以上連続で赤字でないこと(特別な理由がある場合を除く)
- ・純資産(資産合計-負債合計)がマイナスとなっていないこと
- ・流動比率が120%を超えていること
- ・自己資本比率が15%を超えていること

(3) 法人として連帯保証すること

介護福祉士修学資金等貸付の連帯保証人となることを、法人の理事会、取締役会において承認していることを、理事会の議事録、取締役会議録で確認します。

留意事項

(1) 連帯保証した法人は、貸付決定後に退学・卒業・退職などにより借受人と法人の関係が変化したり、関係がなくなったとしても、法人は、借受人が返還完了(又は免除)となるまで連帯保証人としての責務を負うこととなります。

(2) 提出書類を審査した結果、法人保証が認められなかった場合は、保証人を変更していただくこととなります。

なお、個人保証の場合は、複数の連帯保証人を兼ねることはできません。

提出書類について

(1) 登記事項証明書(発行から3ヶ月以内のもの)

養成施設1校に貸付申請者が複数いる場合、1部は原本で残りは原本証明(※)を付した写しでも差し支えありません。複数の養成施設に申請者がいる場合は、各養成施設につき1部は原本を提出してください。

(※)原本証明は「原本に相違ないこと証明する。〇年〇月〇日 法人名 代表者職・氏名」を記載し、代表者印を押印してください。

(2) 印鑑証明書(発行から3ヶ月以内のもの)

上記(1)と同様です。

(3) 決算書

①提出は統括分のみ2年分です。拠点別・事業別明細は含みません。なお、3月決算の会社で提出期限までに直近計算書の作成が完了していない場合は完成している年度で2年分の計算書類をご提出ください。※その後の審査によっては、完成次第最新のものをいただく場合があります。

②法人登記後間もないなどの理由であっても、2年分の決算書が提出できない場合は連帯保証人になることはできません。

③原本証明を付してください。

社会福祉法人	学校法人	医療法人/株式会社等
ア 貸借対照表	ア 貸借対照表	ア 貸借対照表
イ 資金収支計算書	イ 収支計算書	イ 損益計算書
ウ 事業活動収支計算書	ウ 事業活動収支計算書	

(4) 連帯保証に関する法人としての決定が確認できる書類

- ①理事会または取締役会において、千葉県社会福祉協議会の介護福祉士修学資金等貸付〇〇万円借入申請者の連帯保証人となることについて、法人として承認を得たことが明示された議事録を提出してください。
- ②複数人の連帯保証人となる場合には、個々の貸付対象者名や貸付金額を明示しているのが望ましいですが、貸付資金名と連帯保証する上限額の記載があれば可とします。その場合は「連帯保証人承諾書」（様式あり）を併せて提出してください。
- ③申請前に、理事会等が開催できずに、申請時に議事録の提出ができない場合には、「連帯保証人承諾書」（様式あり）を提出し、理事会等開催後速やかに議事録を提出してください。
- ④連帯保証人承諾書は1人ずつ原本を提出してください。また、議事録には原本証明を付してください。

(5) 連帯保証人と申請者の関係を証明する書類

- ①申請者が従事する施設等を運営する法人が連帯保証人となる場合は「勤務証明書」（様式あり）で勤務または勤務内定の事実を証明してください。
- ②1人ずつ原本を提出してください。

(6) 連帯保証確認書について

- ①「連帯保証確認書」に法人が連帯保証人となっている貸付金の債権をすべて記入してください。すべての資金（修学資金、実務者研修受講資金等）を記入してください。
- ②連帯保証する貸付金が1件のみでも提出が必要です。
- ③養成施設1校に複数の貸付申請者がいる場合は、前記（1）と同様とします。

(7) 財務状況確認書について

- ①すべての法人が提出してください。
- ②提出した直近の計算書類とそれ以後の現在までの財務状況について、申告ください。
- ③養成施設1校に複数の貸付申請者がいる場合は、前記（1）と同様とします。

チェック	申請者並びに連帯保証人が本申請書と併せて添付する書類
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書(発行から3ヶ月以内)
<input type="checkbox"/>	印鑑証明書(発行から3ヶ月以内)
<input type="checkbox"/>	直近2年分の決算書の写し(統括分のみ)
<input type="checkbox"/>	法人が連帯保証をすることの決定が確認できる書類(法人理事会議事録、取締役会議事録)
<input type="checkbox"/>	勤務(内定)証明書(連帯保証人の法人と申込者との関係を証する書類)
<input type="checkbox"/>	連帯保証確認書
<input type="checkbox"/>	財務状況確認書

※貸付決定後、借用証書を提出いただきます。借用証書には、登記上の所在地、法人名称及び代表者職・氏名を記入(ゴム印可)の上、代表者印を押印してください。